介護保険法施行規則の一部を改正する省令案

新旧対照条文

目次

傍 線 0 部 分は 改 正部 分

行

0
介護保険法施行規則
(平成十一
年厚生省令第三十六号)
(抄)

祉用具専門相談員)

改

正

案

福祉用具をいう。 業を行う場合において、 一十二条の三十一 て「講習」という。)は、 相談員指定講習 のとする。 識及び技術を有する者の養成を図ることを目的として行われる びに介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販 の選定の援助、 第百四十条の六十二の十二第 (以下この条から第二十二条の三十三までにお 令第四条第一項第九号に規定する福祉用具専 機能等の点検、 福祉用具(法第八条第十二項に規定する 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売 使用方法の指導等に必要な 一号ハにおい 流の 、 て 同 事

2 (略)

定都道府県事務受託法人に係る指定の

項に規定する都道府県事務受託事務所 次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 道府県事務受託法人」という。)の指定を受けようとする者は、 四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人(以下「都 一十四条の十五 令第十一条の七第一項の規定に基づき法第二十)の所在地の都道府県知事に提出しなければな (以下 「都道府県事務受託 当該指定に係る同

現

祉用具専門相

談員

第二十二条の三十一 業を行う場合において、 門相談員指定講習 導等に必要な知識及び技術を有する者の養成を図ることを目的と 福祉用具をいう。)の選定の援助 並びに介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の いて「講習」という。)は、 して行われるものとする。 (以下この条から第二十二条の三十三までにお 令第四条第一項第九号に規定する福 福祉用具 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売 (法第八条第十二項に規定する 機能等の点検、 使用方法の 祉用! 指 事

の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行 ては、講習において修得することが求められている知識及び技術 われなければならない。 講習は、 講義及び演習により行うものとし、 その実施に当たっ

2

指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等

事務所」 らない。 四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人(以下「都 項に規定する都道府県事務受託事務所 次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 道府県事務受託法人」という。)の指定を受けようとする者は、 十四条の十五 という。)の所在地の都道府県知事に提出しなければな 令第十一条の七第一項の規定に基づき法第二十 (以 下 「都道府県事務受託 当該指定に係る同

一 ~ 七 (略)

九~十三 その家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 以下同じ。)を受けた被保険者、被保険者であった者若しくは 介護給付等をいう。 を使用する者又は介護給付等(法第二十四条第一項に規定する 都道府県事務に係る居宅サービス等を行った者若しくはこれ (略) 第百四十条の六十二の十二第 一号を除き

氏名、 に規定する都道府県事務をいう。 当該申請に係る都道府県事務 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の 申請者の定款、 当該申請に係る都道府県事務の開始の予定年月日 生年月日 住所及び職名 (令第十一条の二第二項第七号 以下同じ。)の種類

当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地

五.

寄附行為等及びその登記事項証明書等

び経歴 都道府県事務受託事務所の平面図 都道府県事務受託事務所の管理者の氏名、 生年月日、 住所及

ずる措置の概要 であった者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講 介護給付等をいう。以下同じ。)を受けた被保険者、 を使用する者又は介護給付等(法第二十四条第一項に規定する 都道府県事務に係る居宅サービス等を行った者若しくはこれ 被保険者

当該申請に係る都道府県事務に係る職員の勤務の体制及び勤 当該申請に係る都道府県事務に係る資産の状況

(次条において「誓約書」という。 役員の氏名、 生年月日及び住所

十一 令第十一条の七第二項各号に該当しないことを誓約する書

その他指定に関し必要と認める事項

、法第百十五条の四十五第三項の事業の効果的かつ効率的な実施

第百四十条の六十二の九 る事業は、当該事業を効果的かつ効率的に行えるよう、 の目的及び内容並びにその実施状況を検証し、当該検証の結果に 法第百 十五条の四十五第三項各号に掲げ 当該事業

第百四十条の六十二の九

略

基づき当該事業の内容を見直すよう努めるものとする。

(七十五歳以上被保険者数変動率の算定方法)

掲げる数を控除して得た数を三で除して得た数十五歳以上の者の数をいう。次号において同じ。)から同号に号)に基づき住民基本台帳に記録されている住民であって、七十五歳以上人口(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一当該市町村における当該年度の前年度の十月一日における七

月一日の属する年度の十月一日における七十五歳以上人口二 当該市町村における当該年度の初日の属する年の四年前の四

(第一号被保険者数変動率の算定方法)

て得た率とする。

で得た率とする。

で得た率とする。

でおいるときは、これを四捨五入する。)に一を加える数を第二号に掲げる数で除して得た率(その率に小数点以下四厚生労働省令で定めるところにより算定する率は、第一号に掲げ第百四十条の六十二の十一 令第三十七条の十三第八項第十二号の

では、 一 当該市町村における当該年度の前年度の十月一日における六 一 当該市町村における当該年度の前年度の十月一日における六 一 当該市町村における当該年度の前年度の十月一日における六

一 当該市町村における当該年度の初日の属する年の四年前の四

(新設)

(新設)

(新設)

(介護給付費等適正化推進市町村の要件)

していること。
がる事業として、次のイからホまでに掲げる事業の全てを実施がる事業として、次のイからホまでに掲げる事業の全てを実施会がある。

用する法第二十七条第二項の調査の内容について、 いて準用する法第二十七条第二項の調査又は法第三十三条第 以下この号において同じ。)に要する費用の適正化を図る事 該調査の内容を記載した書類の審査その他の方法により点検 職員又はこれに準ずる者(ロ及びハにおいて「市町村職員等 若しくは法第三十三条の二第二項において準用する法第二十 三十二条第二項において準用する法第二十七条第二項の を受けた者が行う法第三十三条第四項において準用する法第 条第四項において準用する法第二十七条第二項の調査若しく の二第二項において準用する法第三十二条第二項において準 は法第二十九条第二項において準用する法第二十八条第五 という。 、条第五項の規定により委託を受けた者が行う法第三十三条 「項において準用する法第二十八条第五項の規定により委託」 規定により委託を受けた者が行う法第二十九条第二項にお 法第二十八条第五項の規定により委託を受けた者が行う同 介護給付等) が当該調査を行った者への訪問による調査、 (法第二十条に規定する介護給付等をいう。 市町村の 調

介護支援専門員が作成した居宅サービス計画又は介護予防

という。 護給付等に要する費用の適正化を図る事業 出された居宅サービス計画等の確認その他の方法により点検専門員に係る事業者への訪問による調査、当該事業者から提 サー 及び当該事業者その他必要な者に必要な指導を行い ビス計)の内容について、 画 (以下この 口 に お 市町村職員等が いて「居宅サ ĺ 当該介護支援 ・ビス計 画 等

点から、 る事業の方法により点検し、 該住宅改修の施工状況を点検し、介護給付等に要する費用の現地調査し、又は住宅改修が完了した後に現地調査による当 適正化を図る事業及び福祉用具等(福祉用具、 修費の支給の申請がなされたときに、 又は特定介護予防福祉用具をいう。 市町村職員等が、 の利用状況について、 市町村職員等が福祉用具等の利用者への訪問その 居宅介護住宅改修費又は介護予防 介護給付等に要する費用の適正化を図が福祉用具等の利用者への訪問その他 福祉用具等の利用の必要性等の 以下このハにおいて同じ 当該申請に係る住宅を 特定福祉用具 住宅改 観

療の確保に関する法律第五十六条第一号及び第二号に規定す 七年法律第八十号)第二十条に規定する医療等、高齢者の医律第八十三号)の規定による改正前の老人保健法(昭和五十 る情報と健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法 五十四条の四第一項に規定する移送費若しくは同法第五十七 る後期高齢者医療給付 医療合算介護サービス費の支給及び高額医療合算介護予 又は国民健康保険法第五十四条第一 国民健康保険団体連合会から提供される介護給付 同法第五十四条の三第一 ビス費の支給を除く。 同法第五十四条の二第一 (高額介護合算療養費の支給を除く。 以下このニにおいて同じ。 項に規定する特別療養費 項に規定する訪問看護療養費 項に規定する療養の給 等 に関す 同 (高 法第 防

る事業 条の二 用の適正化を図る事業及び受給者ごとに二以上の月にわたる 介護給付等の状況その他の状況を確認し、 日数その他の情報の整合性を点検し、介護給付等に要する費 介護サービス」という。 後期高齢者医療給付等」という。 て介護給付等に係るサービス(以下この二及びホにおいて に係る事項を点検し、 ビスとの整合性、 第一 項に規定する高額療養費(以下このニにおいて 算定回数及び算定日数その他介護給付等 介護給付等に要する費用の適正化を図)と後期高齢者医療給付等の各利用 に関する情報とを照合し 提供された介護サ

担する額その他当該受給者の介護サービスに係る事項を記載 利用状況、当該介護サービスに要した費用、 した書面を通知し、 により、 介護給付等の受給者に対し、 介護給付等に要する費用の適正化を図る事業 当該受給者に当該事項の確認を促すこと 当該受給者の介護サー 当該受給者が負 -ビスの

万円未満であること。 定する平成二十六年度介護予防等事業以外上限額が千二百五十 当該市町村における令第三十七条の十三第八項第十一号に規

(任意事業平均的費用額)

第百四十条の六十二の十三 厚生労働省令で定める額は、 令第三十七条の十三第八項第十五号の 九百三十円とする。

号被保険者数の算定方法)

第百四十条の六十二の十四 する。 おける当該年度の前年度の十月一日における六十五歳以上人口と 厚生労働省令で定めるところにより算定する数は、 令第三十七条の 十三第八項第十六号の 当該市町村に

(新設)

(新設

2 (略)	第百四十条の六十三 (略)	厚生労働省令で定める数は、四千五百人とする。 第百四十条の六十二の十六 令第三十七条の十三第八項第十八号の	厚生労働省令で定める額は、二千五百万円とする。第百四十条の六十二の十五 令第三十七条の十三第八項第十七号の(地域包括支援センター平均的運営費額)
う定めるものとする。 这利用料に係る事業の内容を勘案し、ふさわしい利用料となるよ す町村は、前項の規定により利用料を定めるに当たっては、当	用斗こ掲げる事頁は、恒灯付が定める。 第百四十条の六十三 法第百十五条の四十五第五項の規定による利(利用料)	(新設)	(新設)